

令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内過疎地域等における地域運営組織の機能強化を支援することにより、住民主体の地域づくりを促進し、地域の活力創出を図るため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、地域運営組織が自らの創意工夫により地域の課題解決又は価値創造を目的に実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 過疎地域等 次のいずれかに該当するもの

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項に基づき公示された過疎地域（同法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村並びに、同法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域を含む。）

イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ その他、アからオに準ずる地域と知事が認める地域

(2) 地域運営組織 前号アからカに掲げる地域において、複数の集落で構成され、当該地域で暮らす住民が主体となって、地域内の様々な関係者が参加し、地域の課題解決又は価値創造に向けた取組みを実践している組織と知事が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業主体、補助対象経費、補助金算定の対象となる額、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次の各号に掲げる事業を含まないものとする。

- (1) 特定の個人や法人の利益増進など公益性を有しないと認められる事業
- (2) 補助金の交付申請前から定期的に行われている事業
- (3) 令和6年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金の交付を受けた事業
- (4) 前各号に準ずるものと知事が認める事業

(事業計画)

第4条 地域運営組織は、補助金の交付を受けようとするときは、第6条第1項の規定による申請書の提出に先立ち、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第5条 知事は、前条に規定する事業計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付する補助金額を定めて内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付決定前に事業に着手するときは、補助金交付決定前着手届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに当該書類を提出した者に対し通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 収支予算における各経費区分の20%を超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

- 2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、速やかに補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらか

じめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 7 号）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条の規定による補助金精算払請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、速やかに補助金概算払請求書（様式第 8 号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4）補助金の交付決定の前に事業に着手したとき。ただし、第 4 条第 2 項の規定による届出を行い、その事業着手に合理的理由があると知事が認める場合は、この限りではない。
- （5）この要綱又はこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。
- （6）補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （7）補助事業の遂行ができないとき。

(財産の管理)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事業を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(指導監督)

第18条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して検査し、又は報告を求めることができる。この場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をすることがある。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助金算定の対象となる額	補助率及び補助限度額
住民主体の地域づくりを促進し、過疎地域等の活力創出に向けて、地域の課題解決又は価値創造に取り組むことによって、集落機能の維持・強化に資するものと認められる事業	地域運営組織	研修調査費及びサービス開発・販路開拓費、設備導入費など補助対象事業の実施に必要な経費とする。 ただし、次の経費は補助対象外とする。 (1) 支出証拠書類がない等、使途が不明な経費 (2) 補助対象期間内に支出済みでない経費	地域運営組織が補助対象事業に要する経費から次の経費を除いた額 (1) 経常的な経費（事務費、人件費、維持補修費、交際費など補助対象事業の実施に直接関係のない経費） (2) 用地取得費及び土地・建物の借用にかかる敷金並びに礼金 (3) その他知事が不適切と認める経費	補助率は補助金算定の対象となる額の2/3以内とし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 補助限度額は1事業主体につき200,000円とする。

様式第1号（第4条関係）

令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金事業計画書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

標記補助金に係る事業を次のとおり実施したいので、令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 事業計画

別紙のとおり

2 事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業に要する経費

総事業費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金交付要望額	金	円

（添付書類）

- ・申請者の概要がわかる資料（規約等）及び活動実績がわかる資料
- ・事業計画の内容を補足する資料（企画書等）
- ・その他知事が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注）代表者印の押印は責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は押印省略可能。
代表者印を押印する場合は責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載不要（以下同様）。
（注）代表者印を押印省略する場合は電子メールにより県の担当者及び県・申請事業者の上
席者を宛先として提出（以下同様）。

(別 紙)

事業計画書

1 事業実施主体

フリガナ	
組織名称	
フリガナ	
代表者職氏名	
所在地 (事務所)	〒
設立年月	
組織概要	(活動目的や内容など)
担当者連絡先	氏 名 : 電 話 : メー ル :

2 地域の現状と課題

(事業を実施する地域の現状と課題を簡潔に記載)

3 地域の将来像

(事業を実施する地域の目指すべき将来像や地域運営組織の取組方針を簡潔に記載)
--

4 実施する事業の概要 (別紙として企画書等を添付することも可)

--

5 事業の実施体制

(簡単な実施体制(組織内の役割分担、行政や地域内外との関わりなど)を記載又は添付)

6 事業の成果目標

(事業を実施した結果として、何をどの程度成し遂げたいか目標を設定して記載)

收支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
県補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

経費項目	総事業費	補助対象経費	積算根拠・内訳
合 計			

(注) 1 「総事業費」とは、補助事業に要する全ての経費で、補助対象外経費を含んだものをいう。

2 「補助対象経費」とは、補助事業において、交付要綱第3条別表に掲げる補助対象経費のうち補助金算定の対象となる額をいう。

3 「積算根拠・内訳」には、単価や数量等を記載すること。

様式第2号（第6条関係）

令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

標記補助金の交付を受けたいので、令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額

総事業費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金交付申請額	金	円

3 事業計画

別紙のとおり

4 事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（添付書類）

- ・様式第1号に定める事業計画書及び収支予算書
- ・申請者の概要がわかる資料（規約等）及び活動実績がわかる資料
- ・事業内容を補足する資料（企画書等）
- ・その他知事が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第3号（第6条関係）

令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金
交付決定前着手届

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

標記補助金の申請にあたり、次のとおり事前着手したいので、令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により提出します。

記

1 事前着手する理由

2 申請予定の事業概要

3 申請予定の事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(注)

- ・理由は、具体的に記載すること。
- ・事業概要の記載は、企画書等の添付をもって省略することができる。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第4号（第8条関係）

令和7年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助事業
変更承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号をもって交付決定のあった
標記事業について、次のとおり変更したいので、令和7年度愛媛県地域運営組織経営
力強化支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由（具体的かつ簡潔に記載）

2 変更の内容（具体的かつ簡潔に記載）

3 補助金変更申請額

既交付決定額	金	円
変更後申請額	金	円
差引増減額	金	円

4 変更の事業計画
別紙のとおり

5 変更の事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日

（注）変更の事業計画については、変更前と変更後を比較できるように記載し、必要
な書類を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第 5 号（第 9 条関係）

令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号をもって交付決定のあった
標記事業を次の理由により中止（廃止）したいので、令和 7 年度愛媛県地域運営組織
経営力強化支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由（具体的かつ簡潔に記載）
- 2 中止（廃止）の内容（具体的かつ簡潔に記載）
- 3 中止の期間（廃止の時期）

（添付書類）

- ・中止又は廃止の理由等がわかる書類を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第 6 号（第10条関係）

令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号をもって交付決定のあった
標記事業を完了（廃止・中止）したので、令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化
支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金額

総事業費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金額	金	円

2 事業の成果

別紙のとおり

3 事業を実施した期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（添付書類）

- ・支出に係る領収書等の証拠書類
- ・実施内容及び成果が確認できる書類（二次利用可能な写真データを含む。）
- ・その他知事が必要と認める書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(別 紙)

事業実績報告書

1 実施した事業の概要

2 実施した事業の実績、成果、効果等

(事業計画書で設定した成果目標の達成度合いや定量的な実績数値など)

3 事業の実施で見えてきた新たな課題等

(実施した事業の改善点や新たに発見した課題など)

4 今後の事業展開、取組方針

(今回の事業実施や課題を踏まえて、今後、取り組みたい事業など)

5 行政への要望事項

(集落対策について愛媛県や地元市町に望むことなど)

收支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他					
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

経費項目	総事業費	補助対象経費				備考
		予算額	決算額	比較増減		
				増	減	
合計						

(注) 1 領収書等の証拠書類や事業の実施状況がわかる書類や写真等を添付すること。
2 「総事業費」とは、補助事業に要した全ての経費で、補助対象外経費を含んだものをいう。
3 「補助対象経費」とは、補助事業において、交付要綱第3条別表に掲げる補助対象経費のうち補助金算定の対象となる額をいう。

様式第 7 号（第12条関係）

令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号をもって交付決定のあった
標記補助金について、令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交
付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

(内訳)

補助金交付決定額	金	円也
補助金確定通知額	金	円也
補助金概算払受領額	金	円也
今回請求額	金	円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

様式第 8 号（第14条関係）

令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号をもって交付決定のあった
標記補助金について、令和 7 年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交
付要綱第14条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

(内訳)

補助金交付決定額	金	円也
補助金概算払受領額	金	円也
今回請求額	金	円也
残額	金	円也

概算払を必要とする理由（具体的かつ簡潔に記載）

(添付書類)

- ・ 支出証拠書類の写し

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	